

長崎県建設工事標準請負契約書第4条、第35条及び第38条  
に規定する電磁的方法の取扱いについて

令和6年12月20日 6建企第237号

1 電磁的方法の取扱い

- (1) 長崎県建設工事標準請負契約書(以下「契約書」という)第4条第35条及び第38条に規定する電磁的方法として認めるものは次の表のとおりとする。なお、従来の方法による保証証書原本の寄託を妨げるものではない。

	保証契約の相手方	該当する契約
1	公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という)	契約書第4条に定める契約の保証 契約書第35条に定める前払金保証 契約書第38条に定める中間前払金保証

2 保証事業会社の保証についての取扱い

(1) 電磁的方法による提出方法

保証契約申し込み後に保証事業会社から交付される「認証キー等のお知らせ」(PDF)をインターネット保証サービスからダウンロードし、契約担任者に電子メールで提出する。  
提出後、契約担任者へ電話で受信確認を行う。

(2) 契約担任者の手続き

「認証キー等のお知らせ」の受領に使用する電子メールアドレスを落札者に対し通知する。  
「認証キー等のお知らせ」に記載の認証キーを使用し、保証確認サービスから保証内容を確認する  
保証内容が記載された画面を印刷し、契約書に添付して綴っておくものとする。

(3) 前払金保証及び中間前払金保証の保証内容の保管について

保証確認サービスから保証内容が記載された画面を2部印刷し、契約書・請求書それぞれに添付して綴っておくものとする

(4) ID・パスワードの取扱い

保証確認サービスへのログインに必要なID及びパスワードの新規発行は建設企画課公共工事契約指導班に申請すること。  
ID及びパスワードの発行を受けた所属は初期パスワードの変更を行い厳重に管理すること。

3 電子メールの取扱い

電子メールにより保証の提供を受ける場合のメールアドレスについては、所属用又は業務用メールアドレス原則とする。

4 その他

その他本通知に定めのない事項については、長崎県財務規則、長崎県建設工事執行規則及び各保証契約の相手方(保証確認サービスの提供者含む)が定める利用規約による。ID及びパスワードの取扱いについては、長崎県情報セキュリティ対策基準に準拠すること。

なお、本通知は土木設計(測量、調査)業務等委託契約書において準用する。